

匿名組合出資持分契約締結前交付書面
平成 30 年 8 月 2 日付 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

頁	改定前 記載内容	頁	改定後 記載内容
13	<p>2. 分別管理の実施状況及び当社が実施状況の確認を行った方法</p> <p>お客様が特定の投資ポジションについて出資の申込みを行った資金は、当該投資ポジション毎に設定された募集期日又は匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日を払込期日として本営業者に支払われます。本営業者は、当該払込期日から対象債権の取得までの間、上記1.①の方法で分別管理をじっししております。</p>	13	<p>2. 分別管理の実施状況及び当社が実施状況の確認を行った方法</p> <p>お客様が特定の投資ポジションについて出資の申込みを行った資金は、当該投資ポジション毎に設定された募集期日又は匿名組合員により出資の申込みがなされた金額が当該投資ポジションの目標金額に至った日のいずれか早い日の翌営業日 <u>(外貨建ての投資ポジションの場合は運用期間の開始日までの任意の日)</u> を払込期日として本営業者に支払われます。本営業者は、当該払込期日から対象債権の取得までの間、上記1.①の方法で分別管理を実施しております。</p>

以上